知立市教育委員会

《知立市私立高等学校等授業料補助について》

この補助は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者に対して授業料の補助を行うことにより、保護者負担の軽減を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、あわせて私立学校教育の振興に寄与することが目的になっております。

１　制度のあらまし

※　補助の対象となる方

この補助の対象者は、当該年度の１０月１日（以下「基準日」という。）において知立市に居住し、当該年度の末日において１９歳（ただし、留学、療養その他市長が認める理由のある場合は、市長が認める年齢）以下の者の保護者とします。

（生徒が下宿等で市外に住んでいる場合も、保護者が市内在住の場合は対象。）

※　補助の対象とならない方

① 基準日において、知立市奨学金支給条例（昭和６０年条例第２９号）第５条に規定する奨学生である者の保護者

② 基準日において、当該私立高等学校等における授業料の納付を全額免除されている者の保護者

③ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）同法第５８条に規定する専攻科又は別科に在籍する者の保護者

※ 授業料と国・県からの補助額が同額の場合は、補助金は支給されません。

２　補助金額

補助の額は、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準の「甲」、「乙」の区分に該当する方は、１学年度につき**最大年額18,000円**、その他の方は**最大年額12,000円**です。

（授業料の保護者負担額が最大年額に満たない場合は、実質負担額（授業料と国・県からの補助額の差額）が補助金額になります。）

３　手続きの方法

裏面の記入例を参考にして、「知立市私立高等学校等授業料補助金申請書兼実績報告書（様式第１）」を保護者が記入し、学校が指定する場所へ提出してください。

４　申請受付期日と提出場所

学校が指定する期日までに学校が指定した場所へ提出してください。

（学校からの連絡がない場合は学校にご確認ください。）

学校より知立市教育委員会（知立市役所教育庶務課）へ提出するよう連絡があった場合は１０月２日（月）から１０月３１日（火）までの平日８：３０～１７：１５に知立市役所２階教育庶務課（⑮窓口）へ持参してください。郵送で提出することも可能です。

５　決定及び補助方法

内容の審査後、２月上旬に交付決定通知を送付します。補助金は２月中旬ごろ指定された口座へ振り込む予定です。なお、審査の結果、交付できない場合もありますのでご承知ください。申請後に住所変更があった場合は、お手数ですが下記問合せ先までご連絡ください。

６　その他

知立市では病気・死亡・失職等の事由で家計収入が激減した高校生を対象に緊急奨学金制度を行っております。要件等、詳しくは以下までお問合せください。

※問合せ先　知立市教育委員会（知立市役所　教育庶務課）
〒472-8666　知立市広見三丁目1番地
電　話　(0566) 83-1111（代表　内線 271･272）／(0566) 95-0135（直通）
メール　kyoiku-shomu@city.chiryu.lg.jp
業務時間　8:30～17:15（土日・祝日は除く）